

岩手県選挙管理委員会規程第1号

岩手県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月24日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

岩手県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

岩手県選挙管理委員会規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>別表（第16条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="145 568 767 618">委員長専決事項</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="145 618 767 667">1～7 [略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 667 767 869"><u>8 漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第10条第2項及び第3項の規定により解職請求代表者が選挙人名簿に記載された者であるかどうかの確認を求め、及び解職請求代表者証明書を交付すること。</u></td></tr><tr><td data-bbox="145 869 767 909"><u>9 [略]</u></td></tr></tbody></table>	委員長専決事項	1～7 [略]	<u>8 漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第10条第2項及び第3項の規定により解職請求代表者が選挙人名簿に記載された者であるかどうかの確認を求め、及び解職請求代表者証明書を交付すること。</u>	<u>9 [略]</u>	<p>別表（第16条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="831 568 1458 618">委員長専決事項</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="831 618 1458 667">1～7 [略]</td></tr><tr><td data-bbox="831 667 1458 869"></td></tr><tr><td data-bbox="831 869 1458 909"><u>8 [略]</u></td></tr></tbody></table>	委員長専決事項	1～7 [略]		<u>8 [略]</u>
委員長専決事項									
1～7 [略]									
<u>8 漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第10条第2項及び第3項の規定により解職請求代表者が選挙人名簿に記載された者であるかどうかの確認を求め、及び解職請求代表者証明書を交付すること。</u>									
<u>9 [略]</u>									
委員長専決事項									
1～7 [略]									
<u>8 [略]</u>									
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。